

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル4F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第75号

2015年3月20日に食品表示基準が公布され、2015年4月1日施行されました(ただし製造所固有記号の規定については1年後予定)。加工食品と添加物は2020年3月31日まで、生鮮食品は2016年9月30日までが経過措置期間となります。下記の主な変更点のほかに、新しく「機能性表示食品」についても規定されています。

主な変更点のまとめ

1. 加工食品と生鮮食品の区分の変更
JAS法の考え方に基づく区分に整理。簡単な加工を施したものの(例:ドライマンゴー)は「加工食品」に。
2. 製造所固有記号の使用ルールの変更(※業務用食品を除く)
原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り使用可能に。使用の場合は連絡先等

食品表示基準が施行されました!

～主な変更点のまとめと最新の追加情報について～

を表示。

3. アレルギ表示のルールの変更
特定加工食品(「卵を含む」を省略できるマヨネーズ等)とその拡大表記を廃止。

また個別表示を原則とし、例外的に一括表示をする場合には一括表示欄に全て表示が必要に。

4. 栄養成分表示の義務化(※業務用食品、一部小規模事業者等を除く)
原則としてすべての消費者向けの加工食品、添加物に栄養成分表示を義務化。ナトリウムは食塩相当量で表示。

5. 栄養強調表示のルールの変更
低減または強化された旨を表示する場合の、要件と計算方法が変更。新たに無添加強調表示の規定を追加。

6. 栄養機能食品のルールの変更
対象食品の範囲を鶏卵以外の生

鮮食品まで拡大。表示できる成分に「n-3系脂肪酸」「ビタミンK」「カリウム」を追加。また栄養素等表示基準値の変更に伴い、対象年齢及び基準熱量に関する文言の表示が新しく必要に。

7. 原材料名表示等のルールの変更
パン類等の原材料と添加物表示順序を他の加工食品の方法に統一。複合原材料の構成原材料の分割表示が可能に。

8. 添加物(として販売されるもの)の表示ルールの変更
業務用は「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を、一般消費者向けはこれに加え「内容量」を新たに表示。

9. 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定
フグ及びボツリヌス食中毒対策の表示ルールを規定。また栄養素表示基準値等の表示ルールを規定。

10. 表示レイアウトの変更
小包装食品に対する省略不可項目の拡大と、製造者の表示義務対象の新規規定。原材料と添加物は区分を明確にして表示。

最新の追加情報と実務上の注意点

2015年3月31日、「食品表示基準

示基準について」「食品表示基準Q&A」「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」が公表されました。今後は、1つの食品で新基準による表示方法と旧基準による表示方法が(製造所固有記号の規定を除き)混在することのないよう、商品別の表示改版作業について具体的な計画を立てていく段階に入ります。改版作業時の注意点ですが、上記のようなルールの変更を把握しておくこと以上に、短期間に多くの商品をまとめて改版しなければならぬ点への理解がポイントと思われます。原材料規格書から配合表、食品表示の作成と最終確認までを人が行いますので、作業量が多くなればそのぶんミスの確率も高くなる可能性があります。また現在販売している商品の表示と規格書の情報に違いがあるなど、新しいミスに気付く可能性もあると思われます。ルール変更の節目を、情報管理体制の見直しの機会と捉えて、計画的に改版作業を進めていくことが大切だと感じています。

(川合)

【参考】食品表示基準(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/foods/index18.html
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf

機能性表示食品の制度が始まりました。

2015年4月1日に食品表示基準が施行され、同時に機能性表示食品の届出が可能になりました。届出番号を記載のうえ、「本品には○○の成分が含まれるので、○○の機能があります」などの表示ができるようになります。制度を利用される方は、販売日の60日前までに届出する必要があります。届出する主な資料は安全性、機能性に関する科学的根拠資料で、その一部は消費者庁のウェブサイトで消費者向けに公開される予定です。詳しくは、3月31日に公表された「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」にまとめられていますので、一度ご確認ください。

制度のポイントと社内体制づくり

研究開発から商品企画、品質保証までの業務フローに、臨床試験による安全性と機能性の確認作業が組み込まれている場合は、あとは健康被害の情報収集体制などの届出資料を作成すればスムーズに制度を利用できます。そうでない場合は、安全性であれば食経験評価、機能性であればシステマティックレビューなどの追加作業の想定が必要になるほか、機能性関与成分の同等性（定性、定量）の考察など基本的な社内体制づくりが求められます。これは例えば、調査や試験で得た成分の情報と、自社商品に含まれる成分とが、同じ安全性と機能性をもっていることを確認する体制のことです。各種の試験や調査の外部委託も可能なので

すが、最終的に機能性表示に責任をもつのは届出事業者です。この社内体制づくりがまず大きなポイントになるのではないかと思います。

試験、調査の注意点

今から新しく試験や調査に取り組む際の注意点についてですが、ここでは大きく2つ、「商品の形状」と「同等性の確認」について取り上げてみます。まず多くの場合は、費用のかかる臨床試験よりもシステマティックレビュー（レビュー）の要件を満たせば社内での実施を検討されると思います。加工食品、生鮮食品の場合は観察研究の論文も対象にできませんので疾病に罹患した被験者が含まれていても対象にできるのですが、サプリメント形状の商品の場合だと「健康な人での臨床試験とその論文」を対象とする必要があります（例外として「特定保健用食品の試験方法」の範囲内であれば軽症者が含まれたデータでも使用できます）。

このように商品の形状によって求められる科学的根拠の違いがある点ですが、この制度のポイントではと思います。また販売したい商品に含まれる機能性関与成分の性質と、同等である成分を試験で使用了論文をみつける必要がありますので、機能性表示したい成分によっては使用できる論文自体が少なくなる可能性もあることも注意点といえるでしょう。

一般消費者への分かりやすさと課題

臨床試験の論文やシステマティックレビューを資料としてまとめることのほかに、「一般消費者向けの抄録」を作成して届出することが求められます。専門用語を誤解の生じない範囲内なるべく平易な言葉に置き換えて1,000文字以内でまとめるということになっていますが、この抄録と論文の内容が、そして表示の内容が適切に対応しているかを確認する管理体制も大切になるかと思っています。

ここまで、機能性表示を目指す事業者向けに簡単に制度の概要と業務上のポイントを書いてみました。が、今回の制度の大きな特徴である「届出資料の開示」が、どこまで分かりやすくなるのかも重要な点だと思っています。開示された情報を消費者が読み込むには専門性が高い内容が多いのですが、そのハードルを下げる役割の1つが「抄録」といえます。誤認を与えない範囲内でどこまで分かりやすく科学的根拠を表現していくのか、どこまで分かりやすく機能性の表示をしていくのか、新しい課題について考えながら挑戦していくことが求められるかと思っています。（川倉）

【参考】機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（消費者庁）
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150330_guideline.pdf

今月の「お気に入り」言葉

最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。
 唯一生き残ることが出来るのは、変化できる者である。

（チャールズ・ダーウィン）